

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月6日 08時30分ごろ
発生場所	新潟県粟島浦村粟島南西方沖 粟島灯台から真方位232° 2.1海里付近 （概位 北緯38° 25.9′ 東経139° 12.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート大和は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月19日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大和、5トン未満（長さ7.60m） 231-18040新潟、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力165.5kW、回転数 毎分2,820、4気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、平成12 年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.7m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣り場に向けて航行中、主機が停止し、運航不能となった。 本船は、所属するマリーナの救援船にえい航されて同マリーナに帰港した。 本船は、帰港後、機関整備業者が主機のクランクケースを開放して点検したところ、クランクシャフトの折損が認められ、過回転運転によって折損したと推察された。 船長は、修理を断念し、主機を廃棄した。
分析	本船は、航行中、船長が主機を過回転で運転したことから、クランクシャフトが折損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、船長が主機を過回転で運転したため、クランクシャフトが折損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、機関製造業者が示す運転諸元（運転データ）を遵守して

	機関の運転を行うこと。
--	-------------